

## 広島県告示第百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定によつて、次の保安林を指定施業要件変更予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十三年二月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成三年三月二十六日農林水産省告示第三百六十七号（二に係るものに限る。）、平成五年四月二日農林水産省告示第三百十二号（二に係るものに限る。）、平成六年二月二十二日農林水産省告示第四百八号（一に係るものに限る。）、平成六年六月十日農林水産省告示第九百二十五号（一に係るものに限る。）、平成七年二月二十三日農林水産省告示第二百七十六号（二に係るものに限る。）、平成八年五月八日農林水産省告示第六百七十四号、平成八年八月八日農林水産省告示第千二百二十五号（一及び二に係るものに限る。）、平成九年一月九日農林水産省告示第九号（二に係るものに限る。）、平成十年六月十一日農林水産省告示第九百三十三号（一に係るものに限る。）、

### 二 変更に係る指定施業要件

#### 1 立木の伐採の方法

変更しない。

#### 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局農林整備部森林保全課、関係市役所及び世羅町役場に備え置いて縦覧に供する。）